

R02. 10. 16(初 版)
R03. 10. 01(第二版)
R04. 09. 29(第三版)
R05. 11. 10(第四版)
関東支部教育部会

現場代理人・上級現場代理人認定手続の要点（第四版）（※更新箇所は赤字）

本書は、教育並びに資格認定要項を補完する解釈(H15. 10)や実務歴ポイント制の導入(R1. 9)に伴い、現場代理人および上級現場代理人の認定手続きが煩雑化しているため、実務者用として要点を取りまとめたものである。

1. 現場代理人

(1) 教育

現場代理人教育実施計画に基づく「基礎学科（36 時間）」「一般教養（42 時間）」「安全衛生管理（54 時間）」「施工管理（53 時間）」「基礎技術（107 時間）」「技能（439 時間）」の 6 教科を 3 年間で履修。

(2) 国家資格

以下国家資格を有する者

- ・建設業法の 2 級施工管理技士（電気又は土木）以上
- ・監理技術者補佐（実務経験による 主任技術者の資格を有する者のうち、1 級施工管理技士補（電気又は土木）に合格した者）
- ・電気事業法の 第 1～3 種電気主任技術者の免状の交付を受けた者であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し 5 年以上の実務経験により、主任技術者の資格を有する者。
ただし、主任技術者要件を満たす実務経験を有する場合は、合格後の実務経験を問わない。
(R5 より追加)
- ・電気工事士法の 第 1 種電気工事士免状の交付を受けた者、又は第 2 種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上実務経験により、主任技術者の資格を有する者。
ただし、主任技術者要件を満たす実務経験を有する場合は、合格後の実務経験を問わない。
(R5 より追加)
- ・技術士法による建設部門、建設「鋼構造及びコンクリート」部門、電気・電子部門のいずれかの 技術士として登録されている者（登録保持者）

なお、国家資格等の名称・取得年月日・証明書番号(登録番号)を申請書に必ず記入し、「①試験合格書や免状等のコピー」及び「②実務経験による主任技術者資格の証明」を添付する。

また、当該試験を受験し合格発表を待つ者は内申書審査を受けることができる。内申書に受験番号を明記し、「①試験申込書等のコピー」及び「②実務経験による主任技術者資格の証明」を添付する。

(3) 実務経験

以下送電工事にかかわる実務経験を有している者

- ・大学院、大学 4 年以上
- ・短大及び同等と認められる 専門学校、高専 5 年
- ・高等学校 7 年
- ・その他 8 年

(4) 指導監督の実務経験

対象となる職務で、対象となる工事を 2 年以上経験した者。この評価は、以下に示す実務歴ポイントを算出し、192 P 以上が対象となる。なお、入社後 2 年間は、指導監督の実務経験とは見なさない。

※実務歴ポイント算定表および工事規模パターンにより算定

a. 対象となる職務

- ・副現場代理人, 安全担当, 技術担当 (複数の場合は筆頭者)
- ・J R 工事は「主任技術者又は監理技術者および工事指揮者」(R3 より追加)
- ・J V 工事で構成会社毎に技術担当を配置する場合は「構成会社毎の筆頭者」(R3 より追加)

b. 対象となる工事と工事規模P (実務歴ポイント算定に用いる工事規模パターン参照)

※以下に示す 66kV には, 66kV 未満であっても河川横断などにより, 鉄塔及び架線規模が 66kV と同規模以上のものが含まれる。66kV 未満を 66kV と同規模以上として扱う場合には, 内申書の特記事項にその旨を明記し, 工事規模番号を正確に選定する。加えて, エビデンスを添付する。(R5 より追加)

○鉄塔工事 (基礎・組立) <2 基以上は 2 倍>

- ・66kV 1 回線 工事規模 P 「1」
- ・66kV 2 回線 工事規模 P 「2」
- ・66kV 4 回線 工事規模 P 「3」
- ・110kV 以上 2 回線 工事規模 P 「3」

○電線工事 (延線・緊線) <電線張替工事のみ 2 km 以上は 2 倍>

- ・66kV 1 回線 工事規模 P 「2」
- ・66kV 2 回線 工事規模 P 「4」
- ・66kV 4 回線 工事規模 P 「5」
- ・110kV 以上 2 回線 工事規模 P 「5」
- ・電線張替工事 2km 以上 工事規模 P 「8」 <2km 未満工事規模 P 「4」>
- ・OPGW 5km 以上 工事規模 P 「8」 <5km 未満工事規模 P 「4」> (R5 より追加)

○特殊工事割増し: 以下工事(重複不可)は, 1 工事(件名) 当たり 2 P 加算

- ・「多導体工事」, 「活線接近工事」, 「市街地工事」
- ・「新幹線横断工事」, 「高速道路横断工事」(R2 より追加)
- ・「その他特殊工事」(R3 より追加)

基準工事規模 (66kV 相当・2cct・2 基) と比較し, 特殊性が高く, 難易度の高い実務が必要な工事, 「技術面・管理面・対外折衝面等」から, これを証明する説明を加え, 本部実務歴 P 制検証分科会等の承認により採用を認める。

例) 海峡横断, 及び鉄道の高架部分などの特殊箇所を横断する工事

c. 対象となる実務期間

当該工事に携わった月数

d. 実務歴ポイントの算定

○「一定規模以上で鉄塔と電線の両方を実施」する工事

「工事規模 P (max8)」 × 「実務期間(月数)」 = 実務歴ポイント (制限なし)

〔例〕 66kV 2 回線 3 基の新設工事に 24 か月従事
〔鉄塔(2P×2(2 基以上))+架線(4P)] × [24P] = 192 P

○「一定規模未満」や「鉄塔と電線を個別に実施」する工事

ただし, 110kV 以上で当該線路において, 鉄塔工事と電線工事が別々に発注された場合, 「基礎から組立工事」および「電線工事」の両方に従事した場合は, 新設・建替工事と同等な実務経験とみなしてよい。(R5 より追加)

「工事規模 P (max8)」 × 「実務期間(月数)」 = 実務歴ポイント (最大 96 P まで)

対象工事

- ・OPGW 工事 5km 以上
- ・66kV 電線張替工事 2km 以上
- ・66kV・1 回線・1 基以上の新設, 建替工事
- ・66kV・1 回線・1 基以上の撤去工事

- ・「66kV・2回線・2基以上」と同等規模で、「鉄塔と架線を個別に実施する工事」
- ・「66kV・2回線・2基以上」の規模に満たないが「鉄塔と架線を一連の工事」として実施する工事（66kV未満で、支持物は鉄塔、電線は延緊線を伴う工事）
- ・「66kV・1回線・1基以上の撤去工事」と同等の撤去工事で、「鉄塔」と「電線」を個別に実施する工事
- ・「66kV・1回線・1基以上」の改良工事で、基礎工事が伴う鉄塔嵩上げ工事（R2より追加）
- ・「鉄塔」または「架線」の単独工事ではあるが、工事難易度が前述の工事と同等以上の「高難度工事」（R3より追加）
 - ⇒多導体の緊線・緊線解体を伴うがいし連取替工事、又はこれと同等な工事（R5より追加）
 - ⇒「部材取替が50%を超える部材交換」又は「支柱材の取替を含む部材交換」の工事

2. 上級現場代理人

(1) 教育

上級現場代理人の申請者は、現場代理人資格認定取得後、翌年度の特別講習会の受講が必須のため、その受講年月を内申書に明記。

(2) 国家資格

以下国家資格を有する者

- ・建設業法の1級施工管理技士（電気又は土木）
- ・技術士法による建設部門、建設「鋼構造及びコンクリート」部門、電気・電子部門のいずれかの技術士として登録されている者（登録保持者）

なお、国家資格等の名称・取得年月日・証明書番号（登録番号）を申請書に必ず記入し、「試験合格書や免状等のコピー」を添付する。

また、当該試験を受験し合格発表を待つ者は内申書審査を受けることができる。内申書に受験番号を明記し、「試験申込書等のコピー」を添付する。

(3) 実務経験

現場代理人の資格取得後3年以上を経過し、そのうち1年以上の現場代理人相当の経験を有する者。現場代理人相当とは、次のとおり。

- ・現場代理人ならびに副現場代理人又は総括技術担当等（現場代理人に次ぐ職位で、かつ現場代理人と同等の能力が求められる職位）としての実務経験
- ・JV工事における構成会社の代表社員であって副現場代理人、安全担当、技術担当等の実務経験（JV工事である旨特記事項に記載）

対象となる工事	対象となる職務	実務期間： <u>1年以上</u>
①特別高圧送電線路（7,000Vを超えるもの）の工事	①. 現場代理人 ②. 副現場代理人 ③. ②を配置しない場合の総括技術担当など現場代理人に次ぐ職位 ④. JV工事における構成会社の代表者で、副現場代理人、安全担当、技術担当等	・実務（従事）期間をカウント
②修繕・調査測量工事 原則、対象とはしない。		

3. その他注意事項

- ・資格失効による再取得など、相当年を過ぎた実務経験の有効期限の扱いとして、現場代理人は認定試験により現力量が確認できることから制約を設けない。一方、上級現場代理人は内申審査のみで力量を確認する手段がないため、3～5年程度以内の実務経験を対象とする。
- ・移籍などによる前職場の実務経験は、申請会社の責任により確認し記述する。

- ・申請書の代表者欄は役職と氏名を記述し、押捺する。(将来的には押捺省略を検討)
- ・指導監督の実務経験の工事が賛助会員(電力会社およびJR東日本)以外の工事の場合は、規模や施工体制が賛助会員と同等である工事を対象とする。このため、これを説明できる工事概要書等を添付する。
- ・内申書内の顔写真について、画像データの貼付を可能とした。(R5より追加)

以上

2022.9.29 関東支部

内申書に添付する資格等の証明

添付①

試験合格書や免状等のコピー

(合格発表待ち申請の場合は試験申込書等のコピー)

添付②

実務経験による主任技術者資格の証明

会社名		氏名		最終学歴(名称・学部・学科)		指定	
〇〇〇〇(株)		〇〇 〇〇		〇〇大学 工学部 〇学科		指定学科 指定学科以外	
勤務先	所属部署 (部署名)	工事件名	工事内容	従事した立場	従事期間		従事年月
			架空送電線工事 鉄塔設置工事 (その他は手入力)	施工管理 設計監理 施工監理 (その他は手入力)	年 月 ~ 年 月	年 月	
基礎・組立が対象							
【1級土木施工管理技士補の場合】							
・・工業(株)	工務部	〇〇線新設工事	鉄塔設置工事	施工管理	2021 . 1 ~ 2021 . 10	0 . 10	
【1級電気工事施工管理技士補, 第1~3種電気主任技術者, 第2種電気工事士の場合】							
・・工業(株)	工務部	〇〇線新設工事	架空送電線工事	施工管理	2021 . 1 ~ 2021 . 10	0 . 10	
基礎・組立・架線が対象							
					~		
					~		
					~		
					~		

参考事項

1級電気工事施工管理技術検定, 1級土木施工管理技術検定 受検の手引(建設業振興基金, 全国建設研修センター) 抜粋

◆実務経験として認められる工事

○電気工事施工管理

送配電線工事 : 架空送電線工事, 架線工事, 地中送電線工事, 電力ケーブル布設・接続工事等

○土木施工管理

発電・送変電工事 : 取水堰(新設・改良)工事, 送水路工事, 発電所(変電所)設備コンクリート基礎工事,

発電・送変電鉄塔設置工事, ビット電線路工事, 太陽光発電基礎工事

通信・電気土木工事 : 通信管路(マンホール・ハンドホール)敷設工事, 鉄塔設置工事, 地中配管理設工事

◆実務経験として認められるの工事現場において従事した立場

施工管理 : 受注者(請負人)の立場で施工を管理(工程管理, 品質管理, 安全管理等を含む)した経験

設計監理 : 設計者の立場での工事監理業務の経験

施工監督 : 発注者側の立場で現場監督技術者等としての工事監理業務の経験

◆認められない業務等

・工事着工以前における設計者としての基本設計, 実施設計のみの業務

・工事現場の事務, 積算, 営業等の業務

・設計, 積算, 保守, 点検, 維持, メンテナンス, 事務, 営業などの業務

・工事における雑役務のみの業務, 単純な労働作業など

・研究所, 教育機関, 訓練所等における研究, 教育または指導等の業務

・入社後の研修期間